

## 令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名:笠松町

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	75.0%
全職員	84.3%

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	-
本庁課長相当職	96.9%
本庁課長補佐相当職	106.1%
本庁係長相当職	102.2%

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	92.3%
31～35年	98.5%
26～30年	88.3%
21～25年	-
16～20年	74.4%
11～15年	82.4%
6～10年	140.0%
1～5年	102.5%

#### 【説明欄】

・課税給与所得を基に算出。  
・男女両方又はどちらかに該当者が存在しない場合、又は一方の職員が1名の場合は、「-」と記載している。  
男性の会計年度任用職員が16.83%なのに対し、女性の会計年度任用職員数が女性職員の55.14%を占めているため、給与の差異にも現れる。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。